

千葉県告示第84号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年2月7日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年2月7日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
生実町131号線	中央区生実町1807番1から 中央区生実町1808番13まで	前	3.63 ～3.88	59.0
		後	6.00 ～6.05	
生実町317号線	中央区生実町1808番45から 中央区生実町11番4まで	前	10.42 ～10.92	17.4
		後	10.63 ～12.20	